

《 回 覧 用 》

【公印省略】

九 町 共 募 第 2 3 号
九 社 協 第 2 1 5 号
令 和 7 年 1 1 月 1 5 日

各 位

九 重 町 共 同 募 金 委 員 会
九 重 町 社 会 福 祉 協 議 会
会 長 小 野 日 隆

令和7年度共同募金（赤い羽根共同募金運動・歳末助け合い運動）
のご協力について（お願い）

晩秋の候、公私共にご多忙のことと存じます。

共同募金運動につきましては、毎年ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「じぶんの町を良くするしくみ」のスローガンのもとに今年も10月1日より12月末日まで全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が実施され、昭和22年に発足以来79年目になりました。

これまで皆様から寄せられた浄財は社会福祉事業振興に大きな役割を果たしてきました。今日の社会福祉は人口の減少、家族構成や地域社会の変化等を背景とし、更には、物価高騰等の影響もあり社会的な孤独や孤立など地域における支援ニーズは今まで以上に多様化しています。

本年度も各職域、各世帯でのご協力をお願い致したく、一世帯当たり600円以上の目標額を設定いたしました。

また、これまで年末にお願いしておりました「歳末たすけあい運動」につきましても12月1日から1ヶ月間「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに全国一斉に運動が展開されます。

九重町におきましても別紙の要領で実施いたしますので趣旨をご理解いただき、助けあいの心をこの「地域歳末たすけあい運動（200円以上）」にお寄せいただきますようお願い申し上げます。

*募金なのに目標額があるのは、共同募金は地域ごとの使い道や集める額を事前に定めて、運動を実施します。これを「計画募金」と呼び1世帯当たりの目安額などを定めて募金を呼びかけています。

もっとも、募金は自由意思に基づくものですから、目安額はあくまで目安となります。ご理解いただきご協力をお願い致します。